

東区役所・東区民センター改修工事に関する設計協力協定書（案）

東区役所・東区民センター改修工事（以下、「本改修工事」という。）に関して、札幌市（以下、「発注者」という。）、〇〇〇〇及び〇〇〇〇（以下、個別に又は総称して「設計者」という。）並びに〇〇〇〇（以下、「優先交渉権者」という。）は、以下のとおり設計協力協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は本改修工事において、発注者、設計者及び優先交渉権者が協力して優先交渉権者の技術提案を踏まえた設計を完成させる上で必要な事項を定めることを目的とする。

本協定において使用する用語は、本協定に特に定めるもののほか、提案説明書、発注者と優先交渉権者が締結する基本協定書及び技術協力業務委託契約の業務仕様書に定めるところによる。

（調整・協力）

第2条 実施設計業務の実施に係る発注者、設計者及び優先交渉権者間の調整は、発注者が行う。

- 2 前項の規定による調整に対し、設計者及び優先交渉権者は、真摯に対応し、協力するものとする。
- 3 実施設計業務の実施にあたり、発注者、設計者及び優先交渉権者の四者で協議が必要となる項目の選定及びそれらを反映した実施設計業務及び技術協力業務全体に係る工程表について、本協定の締結後速やかに発注者が設計者及び優先交渉権者と協議のうえ取りまとめ、四者の合意事項として確認するとともに、それに基づき設計に係る協議を行うものとする。
- 4 優先交渉権者が提出した技術提案及びその技術情報等（技術提案の採否の判断や設計に反映するために必要な、技術提案に関する機能、性能、適用条件等の情報、技術提案に係る工事費並びにその根拠資料）に瑕疵があり、その瑕疵が原因となり発生した設計の瑕疵については一義的に優先交渉権者が責任を負うものとし、技術提案及びその技術情報の設計への反映に瑕疵があった場合は、設計者が責任を負うものとする。
- 5 発注者、設計者、優先交渉権者の役割分担は別表のとおりとする。

（秘密保持）

第3条 発注者、設計者及び優先交渉権者は、本協定に関連して知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を本協定の履行以外の目的に使用し、又はそれぞれの承諾なしに第三者に開示してはならない。

（有効期限）

第4条 本協定は、本協定締結の日から発注者及び設計者が締結している実施設計業務の委託契約並びに発注者及び優先交渉権者が締結している技術協力業務委託契約のいずれもが完了する日まで有効とする。ただし、第2条第4項、第3条の規定は、本協定の有効期間が終了した後もなお有効とする。

(その他)

第5条 本協定書に定めのない事項又は定める事項に係る疑義は、必要に応じ発注者、設計者及び優先交渉権者が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を4通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者

所在地 札幌市中央区北1条西2丁目

商号又は名称 札幌市

代表者 市長 秋元 克広

建築設計者

所在地

商号又は名称

代表者

設備設計者

所在地

商号又は名称

代表者

優先交渉権者

所在地

商号又は名称

代表者

別表：

設計業務及び技術協力業務における役割分担

項目	発注者	優先交渉権者	設計者
前提条件※1 及び不確定要素の整理	・ 前提条件等の不明点及び不確定要素の確認	・ 前提条件等の不明点及び不確定要素の提示	・ 前提条件等の不明点及び不確定要素の整理（資料作成）
優先交渉権者の技術提案の適用可否の検討	・ 技術提案の適用可否の判断及び設計者への指示	・ 技術提案に関する技術情報（機能・性能、適用条件、コスト情報等）の提出	・ 技術提案の内容の確認、設計に反映する上での課題の有無や内容の整理
追加調査	・ 追加調査の必要性の判断、優先交渉権者、設計者への指示 ・ 追加調査の実施	・ 追加調査の提案 ・ 追加調査の実施※2	・ 追加調査の提案 ・ 追加調査の実施※2
施設管理者及び関係行政機関との協議	・ 施設管理者及び関係行政機関との協議の必要性の判断、優先交渉権者、設計者への資料作成等の指示、協議の実施	・ 施設管理者及び関係行政機関との協議支援（資料作成、同行等※3）	・ 施設管理者及び関係行政機関との協議支援（資料作成、同行等※3）
学識経験者への意見聴取	・ 学識経験者への意見聴取について、優先交渉権者、設計者への資料作成等の指示、意見聴取の実施	・ 学識経験者への意見聴取の支援（資料作成、同行等※3）	・ 学識経験者への意見聴取の支援（資料作成、同行等※3）
設計の実施	・ 設計内容の確認 ・ 設計内容を踏まえた追加提案、検討の指示	・ 技術提案部分を含めた設計の確認・照査 ・ 設計の課題整理及び改善に向けた追加提案、資料作成、検討 ・ 施工計画の作成	・ 指示された技術提案内容の設計への反映 ・ 設計の課題整理及び改善に向けた追加提案、資料作成、検討 ・ 設計図作成、数量計算等の実施 ・ 施工計画と設計の整合性確認
工事費用の管理	・ 設計の進捗に応じた優先交渉権者への見積依頼 ・ 設計者から提出された資料に基づく見積の評価（見積の妥当性確認、参考額又は予定事業規模との乖離の確認等） ・ 全体工事費の確認※4 ・ 施工中の歩掛調査の必要性判断	・ 見積、見積条件及び見積根拠資料（数量、単価、歩掛等の算定根拠）の作成 ・ 全体工事費の算定※4 ・ 全体工事費の算定に必要な資料の作成（複数社の見積による価格等の比較、積算基準類との乖離の有無の確認、その他発注者の求める資料等）	・ 見積条件と設計の整合性確認 ・ 価格等の交渉において発注者が行う見積の評価の基礎資料の作成（複数社の見積による価格等の比較、積算基準類との乖離の有無の確認、その他発注者の求める資料等） ・ 見積、全体工事費の把握
事業工程の管理	・ 設計、価格等の交渉、工事等の工程を含めた全体事業工程の作成・管理	・ 設計に基づく工事工程の作成	・ 工事工程と設計の整合性確認
四者間の協議	・ 設計に係る調整 ・ 協議結果の承認	・ 打合せ・協議への参加、必要資料作成	・ 打合せ・協議の開催準備、運営 ・ 打合せ・協議への参加、必要資料作成

※1 前提条件とは、設計を行う上での与条件をいう。

※2 追加の調査の実施要否は発注者が判断するものとし、優先交渉権者及び設計者は、発注者から指示があった場合に対応する。

※3 発注者から指示があった場合

※4 「全体工事費」とは、基本協定書に基づき優先交渉権者が算定する本改修工事に係る工事費の総額をいい、「参考見積書」とは、同協定書に基づき優先交渉権者が発注者に提出する見積書をいう。なお、発注者は、設計者に対し、本協定の履行に必要な範囲で基本協定書及び業務仕様書の関係部分を提示する。全体工事費の算定における具体的な方法や精度については、設計の進捗状況とともに見直しを行う。